

## 手話協力員等の配置状況

兵庫労働局職業安定部職業対策課

安定所	手話協力員の配置状況	手話のできる相談員等の配置
神戸	第1金曜日 9:00～12:00 第2金曜日 10:00～12:00 第3金曜日 10:00～12:00 ※金曜日が休日の場合は第4金曜日	あり (専門援助部門に配置)
三田	毎週金曜日(障害のある方の雇用保険失業認定日) ※金曜日が休日の場合、振替になった雇用保険失業認定日 9:00～11:00(但し、月間7時間)	なし
灘	原則、障害のある方の雇用保険失業認定日(月曜日) (その他手話予約に応じて) 9:00～11:00又は9:00～12:00	あり (専門援助部門に配置)
尼崎	月3回 火曜日(雇用保険の失業認定週型に対応) 月間7時間(2時間2回、3時間1回) 9:00～11:00又は9:00～12:00	あり (専門援助部門に配置)
西宮	毎週火曜日を中心に月間7時間 9:00から11:30のうち2時間	あり(2名) (専門援助部門に配置)
姫路	毎週木曜日の午後 ※雇用保険受給資格者の失業認定日、失業認定日変更がある場合は変更された日。	なし
加古川	毎週金曜日(祝日の場合は変更後の雇用保険失業認定日に振り替え) 10:00～11:30又は10:00～12:00	なし
伊丹	月4回木曜日午前 原則、午前中で、雇用保険失業認定日の有無で時間帯を調整。	あり (専門援助部門に配置)
明石	毎火曜日10:00～11:45 その日が休日の場合は翌日の水曜日 毎木曜日14:00～15:45 その日が休日の場合は翌日の金曜日	なし
豊岡	月3回、原則月曜日 14時～16時の2時間	なし
西脇	配置なし	なし
洲本	第1火曜日 9:00～12:00 第3火曜日 9:00～12:00 障害のある方の雇用保険失業認定日にあたる水曜日(月1回) 10:00～11:00	なし
柏原	配置なし	なし
龍野	配置なし	あり (専門援助部門に配置)
西神	原則木曜日の午前 月7時間の範囲内で、10:00～12:00又は10:00～11:30(予定)	なし

※ 手話協力員は、主に雇用保険失業認定日に合わせて配置されていますので、込み合う可能性があります。